

主 な 内 容	● 巻頭言「口蹄疫の防疫演習」	……………1
	● 平成23年度監視伝染病の発生状況について	……………2
	● 研修会『動物用医薬品研修会～感染症対策と動物用医薬品の適正使用について考える～』を開催しました。	……………3
	● 飼養衛生管理基準の順守について	……………4
	● 哺乳豚のコクシジウム症～浸潤調査結果～	……………6
	● 牛白血病について①～特徴と管内の発生状況等について～	……………7
	● 平成24年度 組織体制及び業務担当	……………9



口蹄疫の防疫演習

岩手県県南家畜保健衛生所長 西村信介

昔話で恐縮ですが、36年前の昭和53年に本県で農林水産省主催の第8回海外悪性伝染病防疫演習が全国からの視察者を集めて滝沢村の旧肉牛生産公社滝沢牧場で行われました。

私は、焼埋却班に割り当てられ、牛皮を使った実物大模型を作製し焼埋却の実演に使用しました。演習本番では模型の焼埋却溝への投入、自衛隊による火炎放射器による焼却、埋却が行われました。

今では、すっかりポピュラーになっていますが、当時はまだ防護服（白いツナギ）が出始めたころで、かなり高価だったために演習に備えて購入することもできずに何回も洗濯して破けたものを着て参加したことが思い出されます。

それ以前の口蹄疫の発生はというと、明治41年の発生以降70年間発生はなかったものの、その病性が激烈であることから農林水産省主催での防疫演習が定期的に行われていたようです。

この防疫演習の22年後、92年ぶりの発生が宮崎、北海道で、そしてそれから10年後の平成22年の宮崎での大発生と続きましたが、発生間隔が短縮してきたようにも感じられ、近年の、物と人の交流の国際化・時間短縮も侵入リスクの増大要因と言われています。

このため、家畜伝染病予防法が改正され、飼養状況の定期報告や飼養衛生管理基準の遵守が求められています。

いつ起こるかも知れないこのような疾病発生に備えて、当所においても緊急防疫常備体制の堅持のための取り組みをここ数年来継続して、関係機関との意識共有に努めているところですが、本年2月8日、岩手県と岩手県農業共済連合会の間で、東北では初となる「家畜防疫業務に関する協定」が締結されました。

この協定により、県の家畜防疫員56名のほかに76名の共済獣医師の支援が受けられることが明文化され、的確な初動防疫対応やその後の速やかな防疫対応が期待されます。

この緊急防疫体制の堅持を含めて、今年度当所では、「家畜伝染病の発生予防及びまん延防止」、「意欲ある畜産担い手への生産性向上支援」、「安全な畜産物生産支援」を業務方針に掲げて、関係機関・団体等のご協力を得て業務推進して参りますのでよろしくお願い申し上げます。



平成 23 年度監視伝染病の発生状況について

防疫課 病性鑑定担当

平成 23 年度に岩手県で発生した監視伝染病（法定伝染病、届出伝染病）は下表の通りです。なお、右欄は県南家畜保健衛生所管内での発生頭数です。

法定伝染病（患畜）

疾病	畜種	岩手県	県南家保 (内数)
ヨーネ病	牛	5 頭	2 頭
腐蛆病	蜜蜂	14 群	0 群

届出伝染病（真症）

疾病	畜種	岩手県	県南家保 (内数)
アカバネ病	牛	22 頭	6 頭
BVD・MD*	牛	10 頭	5 頭
牛白血病	牛	94 頭	59 頭**
牛丘疹性口炎	牛	1 頭	0 頭
破傷風	牛	2 頭	2 頭
サルモネラ症	牛	12 頭	12 頭
豚丹毒	豚	1 頭	0 頭

*牛ウイルス性下痢・粘膜病

**と畜場摘発分を含む

ヨーネ病は、県内で 5 頭（ホルスタイン種 2、黒毛和種 3）の発生があり、依然としてホルスタイン種でも散見されています。肉用牛の法 5 条検査は今年度から 2 巡目（平成 24～28 年）となります。

アカバネ病、BVD・MD、破傷風、サルモネラ症及び豚丹毒も散見しましたが、これらはワクチン接種で予防できる疾病ですので、接種して発生予防に努めましょう。

牛白血病の管内の発生頭数は、横ばいですが、依然として多い状況にあります。農場・放牧場での感染防止対策の徹底が必要です。

管内で牛丘疹性口炎の発生はありませんが、口蹄疫との類症鑑別が重要な疾病です。獣医師の皆様におかれましては、疑わしい症例があった際には現地に留まり、直ちに家畜保健衛生所まで連絡願います。

伝染病の発生予防及びまん延防止には、常日頃から消毒を実施し、病原体を農場に持ち込まない、持ち出さないことが重要です。農場入口での車両の消毒、牛舎入口で長靴・手指消毒等を励行してください。



痩せたヨーネ病発症牛



アカバネ病の流産胎子
(四肢の屈曲・脊椎の弯曲)



大脳欠損（水無脳症）の子牛

研修会『動物用医薬品研修会～感染症対策と動物用医薬品の適正使用について考える～』を開催しました。

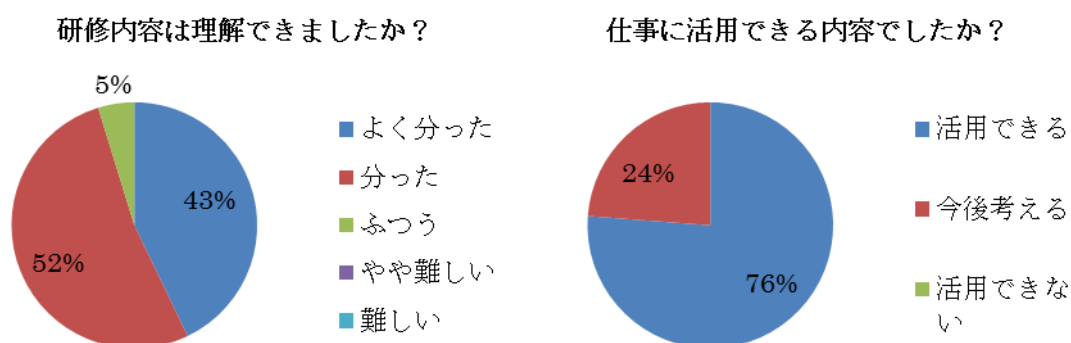
衛生課 安全対策担当

さる3月15日に、動物用医薬品の適正使用を推進する目的で研修会を開催しました。

管内の動物用医薬品関係者や獣医師の方々に数多くご参加いただき、おかげさまで盛会裏に終了できました。あらためて御礼申し上げます。

研修会では、ワクチンによる牛の呼吸器病（BRDC）対策（氷海先生）、薬剤耐性菌の検出状況と監視指導での不適正事例等（当所）、迅速な感染症治療（小久江先生）についてそれぞれの先生から、丁寧で分かりやすい説明がなされ、その後の質疑等も熱心に交わされ、講師先生も関心していらっしゃいました。

アンケートの集計結果は以下のとおりです。



アンケート用紙に記入されていた質問と講師からの回答の一部です。

問い：耐性菌が多い少ないは、その抗生物質の使用頻度でしょうか？使用が増えれば、セフェム系も耐性菌が増えるのでしょうか？

答え：薬剤の使用頻度と耐性菌の出現は関連しています。セフェム系も使用頻度が高まれば同じように耐性菌の出現が増えると思われます。

問い：臨床上に中途半端な用量・投与方法というのは、エンドトキシンを考慮して低用量にするといった場合も含まれるのか？

答え：エンドトキシンを考慮してもMSWを超える量を使用しなければ、菌も残り耐性菌もできるということになります。抗生物質を使用する目的を達することができないという点でも、中途半端な用量の使用は良くないと思われます。

参考までに・・・

近年、抗生物質の適用については、PK/PD理論という概念が提唱され、MSW（耐性菌選択濃度域）を考慮した使用が提案されています。薬剤耐性菌の出現を防ぎ、効果的に抗生物質を用いるための新たな考え方として注目されています。

PK：薬物動態（Pharmacokinetics）血中・組織内濃度および分布

PD：薬力学（Pharmacodynamics）標的臓器（目的とする場所）での抗菌活性様々な数値を多変量解析シミュレーションし、パラメータを導き、評価します。

飼養衛生管理基準の遵守について（立入検査開始します！）

防疫課 大家畜担当

○飼養衛生管理基準とは

平成 22 年 4 月に宮崎県で発生した口蹄疫は、かつてない大きな被害をもたらしましたが、このような家畜伝染病の侵入とまん延を防止するために、家畜の飼養者が最低限遵守しなければいけない基準として、家畜伝染病予防法に定められています。

○なぜ立入検査をするの？

家畜伝染病の発生を予防するには、個々の農場が確実に同基準を守り、地域全体としての衛生レベルを高める必要があります。従って、実際に家畜保健衛生所の職員が農場を訪問し、遵守状況を確認させていただきます。

○立入検査計画

牛・水牛については 5 か年に 1 度、馬については 3 か年に 1 度、鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし(5 頭以上)については 2 か年に 1 度、家きん(100 羽以上、だちょうは 10 羽以上)については毎年立入検査を実施します。

立入検査にあたっては、家畜保健衛生所の行う各種検査時に併せて実施するほか、当所から個別に事前連絡した上で訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。

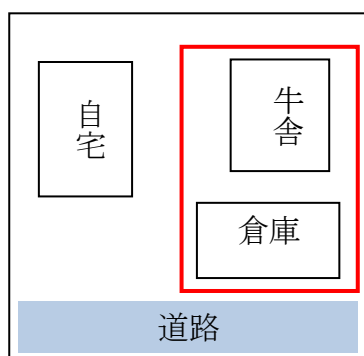
○立ち入り時のチェック内容

主なチェックポイントについて、以下に牛の農場を例に示しました。立入検査時にはこのような内容について確認しますので、現在は基準が満たされていない項目については、それまでに改善をお願いします。

【取り組みのポイント 15 項目】



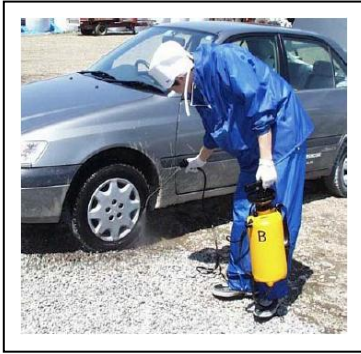
① 家畜防疫に関する最新情報を把握する
(情報誌、広報、IT)



② 「衛生管理区域」を設定し、境界が分かるようにロープ・コーンで仕切る



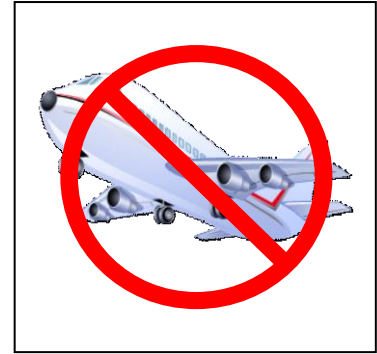
③ 農場敷地に部外者がむやみに立入らないよう、看板等を設置する



④ 出入り車両を消毒
(道路の石灰散布も OK)



⑤ 農場立入者の長靴を
消毒、病原体の侵入防止



⑥ 帰国 1 週間以内の人の
入場はお断り



⑦ 野生動物の侵入防止に努
める(防鳥ネット等)



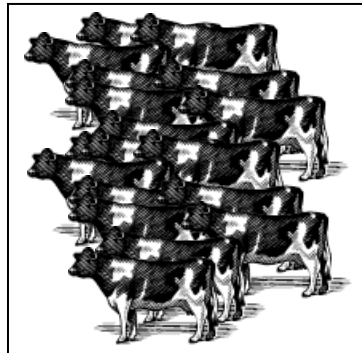
⑧ 給餌設備を清潔に保つ



⑨ 牛舎内も清潔にする
(月 1~2 回、定期的に清掃)



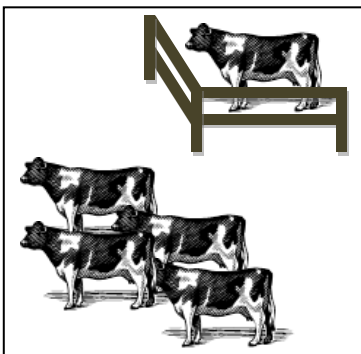
⑩ 血液(体液)が付着する
器具は、1 頭毎に交換



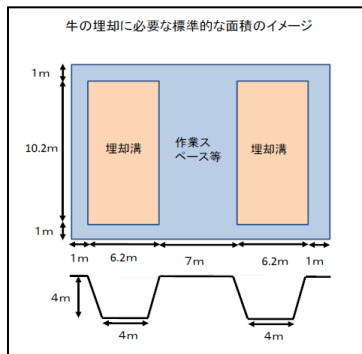
⑪ 過密な状態で飼養しない
(単飼で 2~2.4 m²/頭以上)



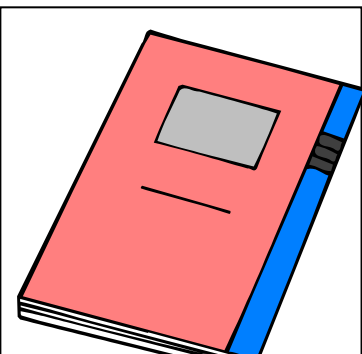
⑫ 特定症状(口蹄疫等)を発
見時は、すぐに家保へ通報



⑬ 家畜導入時は 1 週間程
度隔離し、健康観察する



⑭ 埋却用地の確保に努め
る(成牛 1 頭当たり 5 m²)



⑮ 農場立入者情報、導入・
出荷状況等の記録を作成

哺乳豚のコクシジウム症 ～浸潤調査結果～

防疫課 中小家畜担当

本症は原虫のイソスポラ・スイス (*Isospora suis*) が原因となり、3 週齢以下の子豚に下痢を引き起こす疾病で、全国の農場に浸潤していることが指摘されています。今回、管内農場への浸潤状況を把握するためにアンケート調査と糞便検査を実施しましたので結果を紹介します。

アンケート調査結果

- **本症が疑われる症状が認められた農場……………43.2%**
 - ・ 特に 1～2 週齢で発病…………… 41.0%
 - ・ 母豚の年齢・産歴と関連がない… 41.0%
 - ・ 離乳体重のばらつきが大きい…… 15.3%
 - ・ 抗生物質の治療により回復しない… 7.7%
- **本症対策を行っている農場……………50%**
 - ・ 本症の侵入があると感じている農場の 87.5%が対策を実施
 - ・ 対策の内容は、トルトラズリル製剤等の予防的投与が大多数を占めた



コクシジウムオーシスト

糞便検査結果

対象 A・B 農場：夏期に哺乳豚の下痢の発生がある

C 農場：下痢の発生はないがトルトラズリル製剤の使用を検討している

方法 3～11 日齢の哺乳豚の糞便（下痢症を優先的に）を採材し、コクシジウムオーシスト、大腸菌、ロタウイルスについて検索した

結果 A・B 農場では、コクシジウムオーシスト (*Isospora suis*) が検出され、**哺乳豚の下痢に本病原体の関与が考えられた**。また、A 農場では 3 日齢の病豚において大腸菌数の増加が認められ、B 農場ではロタウイルス抗原も確認された。C 農場ではコクシジウムオーシストは検出されなかった。

まとめ

夏期に哺乳豚の下痢が発生した 2 農場において、下痢便からコクシジウムオーシストが検出され、アンケート調査の結果とあわせて考察すると、**当管内でも本病原体が哺乳豚の下痢症に関与している**と考えられました。これら農場では、大腸菌やロタウイルスの混合感染も確認されました。

他方、哺乳豚に下痢の発生がない 1 農場ではコクシジウムは検出されず、トルトラズリル製剤は不要な状況でした。今回の調査結果から、獣医師の診断や病性鑑定結果に基づく対応が、疾病対策の基本であることが改めて示されました。

牛白血病について ① ～ 特徴と管内の発生状況等について ～

衛生課 生産衛生担当

これまでも本誌上において牛白血病について触れてきましたが、今回改めて牛白血病の特徴、管内の発生状況、今年度の公共牧場での対策の注意点についてお知らせします。

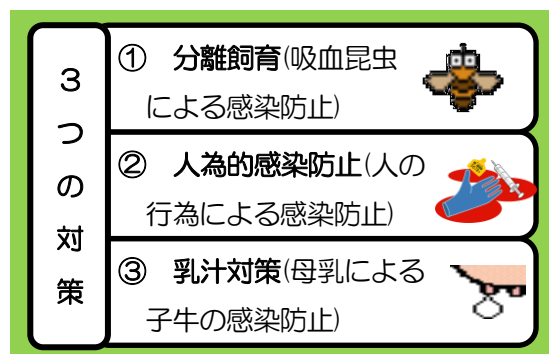
1 牛白血病とは？

牛白血病(地方病型)はウイルスにより感染する牛の伝染病で、発症すると全身に腫瘍ができます。

ウイルスは感染牛の血液や乳汁等に含まれ、それらがアブ等吸血昆虫や人の作業等行為(注射針や直検手袋等の使い回し)、母乳摂取等により、牛白血病に感染していない牛の体内に入ることによって伝染します。また、稀に妊娠時に母から子への感染も報告されています。

感染した牛は病原体を生体体内に持ち続けますが、発症して腫瘍ができるのは感染した牛の数%です。

牛白血病には有効な予防薬や治療法がなく、新たな感染を防止するため、①『分離飼育(吸血昆虫による感染の防止)』、②『人為的感染防止対策(人の行為による感染の防止)』、③『乳汁感染防止対策(母乳による子牛の感染防止)』が重要です。



2 管内牛白血病発生状況

管内牛白血病発生状況は、平成 17 年度以後増減を繰り返し、21 年度の 69 頭をピークに以後減少に転じ、23 年度は 49 頭となっています。

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
発生頭数	44	65	44	61	69	61	49

3 今年度の公共牧場での対策の注意点

これまで牛白血病対策を実施してきた公共牧場の中には、今年度放射能の影響により放牧ができず、舎内飼育を行わざるをえない公共牧場もあります。舎飼いの場合、陽性牛群と陰性牛群の間に十分なスペースを確保できないなどの制約がありますが、牛白血病感染防止のため以下の点に注意しましょう。

- (1) 陽性牛群と陰性牛群は牛舎単位で別飼育することが望ましい。
- (2) 陽性牛群と陰性牛群を同一牛舎で飼育する場合はネットを活用するなど吸血昆虫の侵入・舎内での移動防止を図り、両牛群間にできる限り距離をとりましょう。
- (3) 途中入牧は計画的に行い、検査結果に基づき直ちに分離飼育を行いましょう。

今回は、管内公共牧場及び個人農場における牛白血病対策の取り組み状況を中心にお知らせします。

【 獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について 】

農林水産大臣は平成 24 年 3 月 27 日付けで、獣医師 1 名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

処分対象獣医師：神奈川県在住 57 才 男性

- ・ 行政処分内容：業務停止 1 年 4 月
- ・ 事件の概要：医薬品の販売業の許可を受けていないものに対し動物用医薬品を譲渡し、無許可で業として医薬品を販売するのを幫助した。
- ・ 司法処分内容：罰金 50 万円／薬事法第 24 条第 1 項違反の幫助

* 掲載されているホームページアドレス：<http://www.maff.go.jp/j/press/>

参考

獣医師法第 8 条第 2 項

獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。
- 二 第二十二条の規定による届出をしなかつたとき。
- 三 前二号の場合のほか、第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。
- 四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。

薬事法第 24 条第 1 項

薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む。以下同じ。）してはならない。ただし、医薬品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した医薬品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

平成 24 年度 県南家畜保健衛生所
組織体制および業務担当

所 長 西村 信介
技術主幹兼次長兼衛生課長 高橋 学
防 疫 課 長 小根口 徹

衛生課	大家畜衛生	主査獣医師（総括） 主任獣医師	中野 暢彦 関 慶久	<ul style="list-style-type: none"> 牛白血病対策（放牧場及び農場） 放牧衛生指導 衛生情報の収集と提供
	安全対策担当	上席獣医師（総括） 主任獣医師 主任（事務）	北川 睦 佐々木悠佳 阿部 清佳	<ul style="list-style-type: none"> 獣医事及び動物用医薬品の適正使用に関する指導 飼料の安全使用に関する指導 所内の総務事務
防疫課	大家畜防疫	上席獣医師（総括） 主査獣医師 獣医師 獣医師	芋田 淳一 千葉 恒樹 五嶋 祐介 木村 裕子	<ul style="list-style-type: none"> 牛、馬の伝染性疾病の発生予防並びにまん延防止 牛の飼養衛生管理基準に関すること
	中小家畜防疫	主査獣医師（総括） 獣医師 獣医師 獣医師 臨時（獣医師）	高橋 真紀 昆野 雄介 中原 秀之 木崎あゆみ(育休) 矢島 愛子	<ul style="list-style-type: none"> 豚、鶏、みつばちの伝染性疾病の発生予防並びにまん延防止 豚、鶏の生産性向上対策 HACCP 導入支援
	病性鑑定担当	上席獣医師（総括） 主任獣医師 獣医師 獣医師	昆野 勝 阿部 憲章 熊谷 芳浩 小林 由樹子	<ul style="list-style-type: none"> 不明疾病の原因究明 家畜伝染病診断に係る精密検査 家畜疾病診断技術の普及、啓発 牛の生産性向上対策

★平成 24 年度異動職員



よろしくお願ひします



小根口 徹（こねぐち とおる） ; 防疫課長 ; 中央家保より
芋田 淳一（いもた じゅんいち） ; 防疫課大家畜担当総括 ; 県北家保より
関 慶久（せき よしひさ） ; 衛生課大家畜担当 ; 畜産課より
熊谷 芳浩（くまがい よしひろ） ; 防疫課病性鑑定担当 ; 中央家保より
小林 由樹子（こばやし ゆきこ） ; 防疫課病性鑑定担当 ; 県北家保より
木村 裕子（きむら ゆうこ） ; 防疫課大家畜担当 ; 新採用

平成24年度 県南家畜衛生推進協議会

事務局長 岩瀨 敏朗
事務局長 横屋 淳子

平成24年度特定疾病予防注射接種料金のお知らせ（再掲）

県南家畜衛生推進協議会

平成24年度に県南家畜衛生推進協議会で取り扱う各種ワクチンの接種料金は以下のとおりです。お問い合わせは県南家畜衛生推進協議会まで。

事業区分	ワクチン名	1頭あたり接種料（前年比）	左の内技術料
受託事業	牛5種混合（生）	2,000円 <u>（100円増）</u>	500円
	牛5種混合（不活化）	1,900円	500円
	牛6種混合（生不活化）	2,200円 <u>（100円増）</u>	500円
	牛アカバネ病	1,750円	500円
	牛ヘモフィルス	1,200円	500円
	豚丹毒（生）	160円	90円
	豚丹毒（不活化）	170円	90円
独自事業	日本脳炎・パルボ混合（生）	1,300円	250円
	豚日本脳炎（生）	600円	250円
	馬日本脳炎	1,000円	500円

～発行担当よりお知らせ～
印刷物の配布を中止し、Eメールにて配信をご希望の方は下記までご連絡ください。
併せて、ご意見・ご要望も承ります。



編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館41-1

岩手県県南家畜保健衛生所 TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593
(佐々木・昆野)

岩手県南家畜衛生推進協議会 TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988
(横屋)